

保育所等訪問支援とは

児童福祉法に基づくサービスで、児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「障害児通所支援事業」の一つです。お子さまが通っている園や学校へ職員が訪問し、集団生活への適応に向けてサポートします。

保育所等訪問支援の対象となる施設

- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、中学校、高校、支援学校
- ・ その他、市町村が認めた児童が集団生活を営む施設

※2021年3月現在

放課後等デイサービスななの保育所等訪問支援について

療育を必要とするお子さまの通う保育所や学校へ職員が訪問する事で、家庭と学校（地域）、事業所が協力してより良い支援を目指します。

保育所等訪問支援のメリット

- ・ 学校や園にななの職員がお伺いして、行動観察や先生方とのコミュニケーションを取る中で、お子さまの課題への気付きや理解に繋げることができます。
- ・ お子さまへの気付きに対して、職員と先生方で支援の方法を共有する事で統一した支援を行い混乱や戸惑いの要素を減らせられるよう努めます。
- ・ このように検討した支援方法を実施し、定期的に訪問する中で"なな"で身に付いた事を園や学校生活で活かしていただけます。
- ・ 進級、進学タイミングで訪問させていただく事で、支援担当の先生に対する引き継ぎにも参加し、確実性のある情報共有を目指します。お子さまと新しい支援担当の先生がお互いに受け入れやすくなるようお手伝いをいたします。
- ・ 園や学校の先生方との共有した内容やお子さまの学校での様子については、保護者さまにも共有させていただきます。保護者さまにお子さまの活動の様子を知っていただき、不安の解消やお子さまの理解を深めていただけます。

保育所等訪問支援を利用する事で、ななでの療育もより充実させていけます。お子さまの成長や発達を、保護者さま・先生・ななで共に考え、喜びを分かち合えればと思います。